



福県医発第885号(地)
平成24年 6月29日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

四段階制（社会保険診療報酬の所得計算の特例措置）
存続のための調査について

四段階制につきましては、これまで毎年、税制要望の重点項目として、関係各方面に強く要望し実現させてきたところではありますが、平成24年度税制改正大綱において、会計検査院の指摘を受け、「小規模医療機関の事務処理の負担を軽減するという特例の趣旨に沿ったものとなるよう、課税の公平性の観点を踏まえ、厚生労働省において適用実態を精査した上で、平成25年度税制改正において検討する」とこととされ、かつてないほど厳しい情勢となっております。

四段階制存続のためには、その利用実態を把握した上で理論構築をし、関係省庁と折衝することが重要・不可欠であることから、今般、日本医師会において、税制要望のための基礎資料とすることを目的に「四段階制の実態調査」を実施するため、別紙のとおり本調査への協力依頼がありました。

つきましては、6月28日開催の全会第9回全理事会で協議の結果、本調査に協力することとなりましたので、貴会におかれましても本調査の趣旨をご理解いただき、会員からお問い合わせがあった場合には、趣旨をご説明いただき、協力いただきますようご高配方よろしくお願い申し上げます。

また、本調査の集計・分析は、日本医師会・年金税制課が担当し、収集されたデータは統計的に処理した上で本調査の目的のみに利用され、医療機関の特定につながる形では公表されないことを申し添えます。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 廣瀬真恵
会 長 蒲池 壽

調査票が届きましたらご協力をお願いいたします。

日医発第 290 号（年税第 18 号）

平成 24 年 6 月 22 日

都道府県医師会長 殿

日 本 医 師 会

会 長 横倉 義武

四段階制（社会保険診療報酬の所得計算の特例措置）
存続のための調査について（協力依頼）

今般、日本医師会では、医療関連税制の重要課題である四段階制（社会保険診療報酬の所得計算の特例）について、税制要望のための基礎資料とすることを目的に、「四段階制の実態調査」を下記により実施することと致しました。

四段階制につきましては、これまで毎年、税制要望の重点項目として、関係各方面に強く要望し実現させてきたところであります。しかし、平成 24 年度税制改正大綱におきまして、会計検査院の指摘を受け、「小規模医療機関の事務処理の負担を軽減するという特例の趣旨に沿ったものとなるよう、課税の公平性の観点を踏まえ、厚生労働省において適用実態を精査した上で、平成 25 年度税制改正において検討する」こととされ、かつてないほど厳しい情勢となっております。

四段階制存続のため、その利用実態を把握した上で理論構築をし、関係省庁と折衝することが重要・不可欠であり、調査へのご協力を是非ともお願いする次第です。

調査票等は本会より直接、調査対象となる貴会管下の会員医療機関に発送いたします。貴会におかれましては、本調査の趣旨をご理解いただき、会員から問い合わせがあった場合には、趣旨をご説明いただき、自主的協力を促していただきたく、お願い申し上げます。

また、本調査の集計・分析は、日本医師会・年金税制課が担当し、収集されたデータは統計的に処理した上で本調査の目的のみに利用し、医療機関の特定につながる形での公表はしないことを申し添えます。

記

1. 調査の目的

医療機関における四段階制の適用の実態を把握し、四段階制が、小規模医療機関の経営の安定を図り、地域医療に専念できるようにするために必要・不可欠であることを調査結果から明らかにし、税制要望の基礎資料とする。

2. 調査対象

全国の診療所の個人立開設者 4, 500件。

診療所所在地について、「20大都市」、「地方市」、「郡部」の各カテゴリーについて、個人診療所の日医A1会員の都道府県別構成比を満たすよう、各1, 500件無作為抽出。ただし、被災地は除外。

3. 調査項目（詳細は調査票参照）

- ・ 基本情報（申告区分、特例適用区分、診療科目、他）
- ・ 申告関係情報（収入金額、必要経費額、所得金額、他）
- ・ 四段階制の適用の状況（概算経費額、措置法差額、他）

4. 調査時期

平成24年6月25日（月）～7月20日（金）

5. 会員への送付資料（別添の通り）

- （1）「四段階制（社会保険診療報酬の所得計算の特例措置）の存続のための調査協力へのお願い」
- （2）「調査票」
- （3）「参考資料」

6. 謝礼

回答者に対する謝礼はございません。

以上

会 員 各 位

社団法人 日本医師会
常任理事 三上 裕司

四段階制（社会保険診療報酬の所得計算の特例措置）の

存続のための調査協力へのお願い

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

本会の会務運営につきましては、日頃よりご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本会は、いわゆる四段階制の存続について、毎年、税制要望の重点項目として関係各方面に強く要望し、実現させてまいりました。

しかしながら、平成24年度税制改正大綱におきまして、会計検査院の指摘を受け、「小規模医療機関の事務処理の負担を軽減するという特例の趣旨に沿ったものとなるよう、課税の公平性の観点を踏まえ、厚生労働省において適用実態を精査した上で、平成25年度税制改正において検討する」こととされ、かつてないほど厳しい情勢となっております。

四段階制存続のためには、その利用実態を把握した上で理論構築をし、関係省庁と折衝することが重要であり不可欠です。

つきましては、ご多忙の折り誠に恐れ入りますが、趣旨をご理解いただき、下記の要領により本調査にご協力を賜りたくお願い申し上げます。

実態を正しく把握するため、四段階制を採用されている会員各位をはじめ、採用していない会員各位にも、何卒ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 調査依頼先

全国の個人立診療所のA①会員の中から、診療所所在地について、「20 大都市」・「地方市」・「郡部」の各カテゴリー毎にランダム抽出した1,500名、合計4,500名の会員に本調査依頼を送付。

2. 回答方法

① 「調査票」 全員にご記入願います。

（ただし、平成23年の社会保険診療収入が5千万円超の場合や、営業月数が12ヶ月未満の場合は、問1で終了となり、金額等の詳細な回答は不要）

「参考資料」 返信用封筒に同封していただく「確定申告資料の写し」について、または収入金額等をご記入いただく場合の記入要領については、参考資料をご参照下さい。

ご返信 同封の返信用封筒に入れてご返送ください。

② 回答期限 平成24年7月20日（金）

3. 平成23年の社会保険診療収入が5千万円以下（平成23年の営業月数が12ヶ月未満の場合除く）の場合は問2以下の回答をしていただきますが、税務申告を会計事務所に依頼されている場合は、資料等について会計事務所に確認・相談されることをお勧めします。なお、誠に申し訳ございませんが、謝礼はございません。

4. 照会先

ご不明な点につきましては日本医師会 年金税制課（担当：宮澤）までお問い合わせ下さい。

（問合せ時間帯：9：30～17：30）

電話番号：03-3942-6519/FAX：03-3942-6503

以 上

社会保険診療報酬の所得計算の特例措置(いわゆる四段階制)の利用状況等に関する調査

この調査は、あるべき診療所の税制について、その実態を把握するために実施しております。
何卒、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

- ・お答えは、黒鉛筆又は黒もしくは青のボールペンで記入し、あてはまる回答についている数字を○で囲んでいただく場合と、マスの中に数字を記入する場合があります。「その他」にあてはまる場合は、数字を○で囲み、()内に具体的な内容を記入してください。
- ・「⑩=1」などの記号は、コンピュータ処理するためのものですので、質問やお答えとは関係ありません。
- ・ご回答いただきました調査票は、同封いたしました返送用封筒に入れて、**7月20日(金)**までにご返送願います。
- ・調査票にはID番号を付しており、ご氏名等の記入は不要です。

⑩=1

<問1> 平成23年の状況についておうかがいします。

(1)社会保険診療収入は、**5,000万円以下**ですか。

1. はい → (2)にお進みください。
2. いいえ → これで終了です。ご協力ありがとうございました。調査票をご返送ください。

⑪

(2)平成23年(1月～12月)は1年を通じて診療しましたか。

1. はい → <問2> にお進みください。
2. いいえ(期中開業、期中法人化、期中廃業などにより) → これで終了です。ご協力ありがとうございました。
調査票をご返送ください。

⑫

- <問2>以降は、社会保険診療収入が5,000万円以下(事業月数が12ヶ月未満の場合を除く。)の医療機関のみ、ご記入ください。
 - 平成23年分の確定申告書等をご確認の上、調査事項にお答えください。
- なお、税務申告を会計事務所(税理士等)に依頼されている場合は、資料等について会計事務所に確認・相談されることをお勧め致します。
ただし、<問9>及び<問10>につきましては、院長など診療所の事情に通じた方にご記入お願い申し上げます。

<問2> 主たる診療科目(収入上の主たる診療科目) **1つ**に○をつけてください。

- | | | | |
|----------------|-----------------|-------------|----------------|
| 1. 内科 | 12. 感染症内科 | 22. 泌尿器科 | 33. 婦人科 |
| 2. 呼吸器内科 | 13. 小児科 | 23. 肛門外科 | 34. リハビリテーション科 |
| 3. 循環器内科 | 14. 精神科 | 24. 脳神経外科 | 35. 放射線科 |
| 4. 消化器内科(胃腸内科) | 15. 心療内科 | 25. 整形外科 | 36. 麻酔科 |
| 5. 腎臓内科 | 16. 外科 | 26. 形成外科 | 37. 病理診断科 |
| 6. 神経内科 | 17. 呼吸器外科 | 27. 美容外科 | 38. 臨床検査科 |
| 7. 糖尿病内科(代謝内科) | 18. 循環器外科 | 28. 眼科 | 39. 救急科 |
| 8. 血液内科 | (心臓・血管外科) | 29. 耳鼻いんこう科 | 40. その他 |
| 9. 皮膚科 | 19. 乳腺外科 | 30. 小児外科 | (具体的に |
| 10. アレルギー科 | 20. 気管食道外科 | 31. 産婦人科 |) |
| 11. リウマチ科 | 21. 消化器外科(胃腸外科) | 32. 産科 | |

⑬
⑭
⑮
⑯

＜問3＞ あなたを含め、次の項目にあてはまる方について人数をご記入ください。

	区 分		
	医師	医師以外に 経理事務担当者 (他の業務との兼務含む) は何人いますか。	その他
常勤従事者	(A) 人	(B) 人	
非常勤従事者 (非常勤従事者は常勤換算で、 小数点第1位(2位以下は 四捨五入)まで記入してください)	(C) 人	(D) 人	

17/18

19/20

21/22

23/24

常勤換算については以下の計算式で算出してください。

・1週間に数回の勤務の場合：

非常勤従事者の1週間の勤務時間÷施設が定めている1週間の勤務時間

・1か月に数回の勤務の場合：

非常勤従事者の1か月の勤務時間÷(施設が定めている1週間の勤務時間×4)

上記計算式によって得られた数値を、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点第1位まで計上してください。

得られた結果が0.1に満たない場合は「0.1」と計上してください。

＜問4＞ 平成23年における会計事務所(税理士等)の関与度合について、あてはまるもの1つに○をつけてください。

1. 会計事務所による記帳に関する助言・点検を受ける機会がある。
2. 会計事務所による記帳に関する助言・点検を受けていない。(書類作成のみの依頼を含む。)
3. 会計事務所の関与はない。
4. その他()

25

＜問5＞ 診療所の形態と病床数についておうかがいします。

(1) 診療所の形態について該当する項目に○をつけてください。

1. 無床診療所 → ＜問6＞ にお進みください。
2. 有床診療所 → (2) にお進みください。

26

(2)(1)で「2.有床診療所」とお答えの方へ
病床数をご記入ください。(許可病床)

床

27/28/29

＜問6＞ 平成23年における、青色・白色申告区分及び社会保険診療報酬の所得計算の特例適用の有無についておうかがいします。

(1) 青色・白色申告区分について該当する項目に○をつけてください。

1. 青色申告
2. 白色申告

30

(2) 社会保険診療報酬の所得計算の特例(四段階制)適用の有無について該当する項目に○をつけてください。

(四段階制の概要は、参考資料p7をご参照ください。)

1. 適用
2. 非適用

31

＜問7＞ 平成23年分の確定申告における、以下の資料の写しを、個人情報を黒塗りの上、返信用封筒に同封してください。

* 別紙「参考資料」をご参照ください。

(1) 白色申告の場合

①「収支内訳書(一般用)」(1ページ目のみ)→参考①

②「収支内訳書(一般用)付表《医師および歯科医師用》」(表と裏)→参考②③

(2) 青色申告の場合

①「所得税青色申告決算書(一般用)」(1ページ目のみ)→参考④

②「所得税青色申告決算書(一般用)付表《医師および歯科医師用》」(表と裏)→参考⑤⑥

なお、上記資料写しを同封していただけない場合は、参考資料をご参照の上、ご記入ください。

(上記資料写しを同封していただいた場合は、記入不要です。)

収入金額	社会保険診療収入 (国保・社保・ 介護保険等)		自由診療収入		雑収入		計
	(イ)	円	(ロ)	円	(ハ)	円	
青色申告特別控除 (青色申告のみ)							(ニ) 円
所得金額							(ホ) 円
措置法差額: 実際にかかった必要経費額と概算経費額との差額 (四段階制を適用の場合のみ)							(ヘ) 円

＜問8＞ ＜問7＞の自由診療収入の内容について、あてはまるもの1つに○をつけてください。

1. 公的な健診・予防接種が主である。

2. 分娩など産科関連が主である。

3. 美容整形が主である。

4. その他()

＜問9＞ 社会保険診療報酬の所得計算の特例(四段階制)を適用している、あるいは適用していない理由をご記入ください。

(院長など診療所の事情に通じた方がご記入ください。)

(1) 適用している理由に○をつけてください。(○はいくつでも)

1. 実際にかかった必要経費額を厳密に計算しなくて済み、事務負担が軽減されるから。

2. 実際にかかった必要経費額よりも、概算経費額(四段階制による特例経費額)の方が多いため。

3. その他()

(2) 適用していない理由に○をつけてください。(○はいくつでも)

1. 概算経費額(四段階制による特例経費額)よりも、実際にかかった必要経費額の方が多いため。

2. 所得計算の特例措置の詳細を知らなかったから。

3. その他()

＜問9＞(1)を回答した方は引き続き、4ページ＜問10＞にお進みください。

＜問9＞(2)を回答した方は、これで終了です。ご協力ありがとうございました。調査票をご返送ください。

＜問10＞ 社会保険診療報酬の所得計算の特例(四段階制)を適用している方のみご記入ください。

(院長など診療所の事情に通じた方がご記入ください。)

(1) 実際にかかった必要経費額を、どの程度厳密に記帳(計算)していますか。該当する項目に○をつけてください。

1. 正確に記帳している。
2. 正確に記帳することは困難である。

83

(2) 社会保険診療報酬の所得計算の特例(四段階制)が仮になくなった場合に、該当する項目に○をつけてください。(○はいくつでも)

1. 事業の継続ができなくなる恐れがある。
2. 現在のような医療の提供が困難となる恐れがある。 → 副問にお進みください。
3. 事業に与える上記 1 及び 2 のような影響はない。
(例・影響はあるが不要不急の支出に充てる資金が少なくなるにすぎない。)
よろしければ具体的な内容をご記入ください。

具体的に

4. その他

具体的に

84

副問: (問10(2)で「2.現在のような医療の提供が困難となる恐れがある」に○をつけた方へ)

その原因について、該当する項目に○をつけてください。(○はいくつでも)

1. 事務負担は増えるが、地域的に人材不足で、マンパワーの確保は難しく、院長自身が事務作業に時間をとられるため。
2. 事務コスト(人件費、外注費)が増えれば、医療従事者(院長除く)の人件費など既存コストを削減する必要があるため。
3. 事務コスト(人件費、外注費)が増えれば、経営が困難になるため、マンパワーの確保は難しく、院長自身が事務作業に時間をとられるため。
4. すでに会計事務所の関与があること等により事務負担増とはならないが、設備更新や医学書購入などに使える資金が減少するため。
5. その他

具体的に

85

以上で終了です。ご協力ありがとうございました。

「調査票」及び「平成23年分確定申告資料の写し」を返信用封筒に同封の上、7月20日(金)までにご返送願います。

なお、お問い合わせ等をさせていただく場合もありますので、よろしくお願い申し上げます。

参考資料

白色申告	参考①	収支内訳書(一般用)	1
	参考②	収支内訳書(一般用)付表《医師及び歯科医師用》表	2
	参考③	収支内訳書(一般用)付表《医師及び歯科医師用》裏	3
青色申告	参考④	所得税青色申告決算書(一般用)	4
	参考⑤	所得税青色申告決算書(一般用)付表《医師及び歯科医師用》表	5
	参考⑥	所得税青色申告決算書(一般用)付表《医師及び歯科医師用》裏	6
社会保険診療報酬の所得計算の特例措置(いわゆる四段階制)の概要			7

参考①

平成 年分収支内訳書（一般用）

住 所				英 文 姓 名	技 術 師 士 專 業 領 域	應 聘 所 在 地	
事業所 所在地				電 話 番 號 (事業所)		氏 名 (名稱)	
業 種 名		座 号		領 入 名 國 体 名		職 務	

Figure 1 *Flowchart illustrating the selection of studies for the meta-analysis.*

QUESTIONS

--	--	--	--	--	--

○申請には必ず提出用印を貼る

収入		金 額		支出		金 額	
収入	売上収入金額	①		支出	加算交通費	②	
	家事消費	②			通 信 費	③	
	その他収入	③			固定通信費	④	
	売上収入(注1)	④			接待交際費	⑤	
	贈与金品(贈与品)	⑤			損害保険料	⑥	
売上収入	仕入金額(買入品)	⑥		他	修 繕 費	⑦	
	小 計(注2)	⑦			酒 味 品 費	⑧	
	贈与金品(贈与品)	⑧			福利厚生費	⑨	
	受取原価(注3)	⑨				⑩	
	繰引金額(注4)	⑩				⑪	
経費	繰上買金	⑪		費		⑫	
	繰上工賃	⑫				⑬	
	繰上材料費	⑬				⑭	
				(21) の金額を調査表の<問7>(ホ)に記入			
費用	燃料費	⑮		計	中 間 計	⑯	
	自子費用	⑯			経 費 計	⑰	
	燃料費	⑰			専従者給与(注5)	⑱	
	寄託費	⑱			専従者給与(注5)	⑲	
	水道光熱費	⑲			専 任 者 給 付	⑳	

(21) の金額を調査表の＜問7＞(ホ)に記入

[illegible]

●原理・作業上の規則・検査の内容

近世先哲叢書・馬書	本年申請圖書	左の4冊を要修書草人	請求書提出
	冊	冊	冊

● 事 業 專 任 員 氏 名 等

姓名	職稱	學歷	學位
王 麗	副 處 長	大學	
王 麗	副 處 長	大學	
王 麗	副 處 長	大學	

圖 6 標準具數

平成 年分収支内訳書(一般用)付表《医師及び歯科医師用》

		診療科目		住 所		経理番号	氏 名
1. 収入金額の内訳						2. 自由診療割合の計算	
社会保険診療報酬	① 一般社会保険	診療件数	診療実日数	決定点	収入金額	この計算は、無税特別措置法第26条の規定の適用に当たり、自由診療収入に係る所得計算を行う際に、自由診療と社会保険診療のいずれに係る経費であるが明らかではない経費を合理的に区分するために自由診療割合を算出するものです。 自由診療割合は、次の(1)又は(2)のいずれかの方法により算出してください。 (1) 診療実日数による割合 $\frac{\text{自由診療実日数(②)}}{\text{総診療実日数(②+③)}} \times 100 = \text{ } \%$ (2) 収入による割合 $\frac{\text{自由診療収入(④)}}{\text{総診療収入(④+⑤+⑥+⑦)}} \times 100 = \text{ } \%$	
	② 国民健康保険						
	③ 国民健康保険						
	④ 国民健康保険						
	⑤ 国民健康保険						
	⑥ 国民健康保険						
	⑦ 国民健康保険						
	⑧ 国民健康保険						
	⑨ 国民健康保険						
	⑩ 国民健康保険						
自由診療の収入等	一般の自由診療					③+④の合計額を調査表の<問7>(イ)に記入 ⑤の金額を調査表の<問7>(ロ)に記入 この金額を調査表の<問7>(ハ)に記入	
	医療費低減措置関係診療						
	公費診療関係関係診療						
	医療本質等関係関係診療						
	高齢者医療関係診療						
計							
収入合計							

3. 必要経費の内訳

1) 自由診療分

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{診療及び経費の総額} \\ (\text{保険診療費} + \text{一般月1の額} + \text{額} + \text{額}) \end{array} \right. \times \left\{ \begin{array}{l} \text{自由診療割合} \\ (\text{自由診療の割合} \div 100) \end{array} \right. + \left\{ \begin{array}{l} \text{この割合から自由診療分に属する経費の金額} \end{array} \right. = \left\{ \begin{array}{l} \text{自由診療分の総額及び経費の合計額} \end{array} \right.$$

注) この欄には、事業場ごとにそれぞれの収入に属する経費に属する区分が明らかな経費の総額を記載します。

2) 保険診療分

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{診療及び経費の総額} \\ (\text{保険診療費} + \text{一般月1の額} + \text{額} + \text{額}) \end{array} \right. - \left\{ \begin{array}{l} \text{自由診療分の総額及び経費} \\ (\text{自由診療の割合} \div 100) \end{array} \right. = \left\{ \begin{array}{l} \text{社会保険診療分の総額及び経費の合計額} \end{array} \right.$$

3) 租税特別措置法第26条の規定による社会保険診療分の経費の額

この速算表から社会保険診療総額の金額に当てた税率及び加算率を次の算式に当てはめて計算して求められ、

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{社会保険診療総額} \\ (\text{速算の額} \div 100) \end{array} \right. \times \left\{ \begin{array}{l} \text{速算表の税率} \end{array} \right. + \left\{ \begin{array}{l} \text{速算表の加算率} \end{array} \right. = \left\{ \begin{array}{l} \text{租税特別措置法第26条の規定による必要経費の金額} \end{array} \right.$$

【速算表】

社会保険診療総額	税率・加算率	
	税率	加算率
200万円以下	75%	—
2,000万円超 3,000万円以下	70%	200,000円
3,000万円超 4,000万円以下	65%	250,000円
4,000万円超 5,000万円以下	55%	400,000円

4) 社会保険診療分の経費と租税特別措置法第26条による金額との差額

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{租税特別措置法第26条の規定による必要経費の金額} \end{array} \right. - \left\{ \begin{array}{l} \text{社会保険診療分の総額及び経費の合計額} \end{array} \right. = \left\{ \begin{array}{l} \text{差額} \end{array} \right.$$

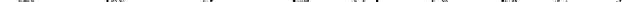
注)

この金額を調査表の＜問7＞（へ）に記入

※も参照して正確な額を計算し、記載してください。

平成 年分所得稅青色申告決算書 (一般用)

種 類				分 類 及 少 氏 名	備 註	事項所在地	
事項所在地				電 話 番 號 (市外局)		氏 名 (名稱)	
種 類 名		國 司		加 入 氏 名 關 聯 氏 名		電 話 番 號	



科 目		金 額 (円)	
売上(取入)金額 (雑収入を含む)	①		
関首商品(製品) 類別	②		
仕入金額(製品等) 類別	③		
小 計 (②-③)	④		
関連商品(製品) 類別	⑤		
仕入原価 (④-⑤)	⑥		
差引金額 (⑥-⑦)	⑦		
租 税			
運 送			
倉庫賃料費			
通 信 費			
広告宣伝費			
接待交際費			
損害保険料			
総 務 費			
移 動 費			
雑 費			
計			
差 引 金 額 (⑧-⑨)			
消 耗 品 費	⑩		
減価償却費	⑪		
臨時雇生費	⑫		
給 付 賃 金	⑬		
外注工賃	⑭		
利子割引料	⑮		
地代家賃	⑯		
貸倒金	⑰		
雑 費	⑱		
計			
青 色 申 告 特 別 控 除 額 の 内 容 金 額 (⑲+⑳-㉑)	㉒		
青 色 申 告 特 別 控 除 額	㉓		
所 得 金 (㉔-㉕)	㉖		
各欄申告金額・準拠税率等			
貸倒引当金	㉗		
繰戻金等	㉘		
繰入金等	㉙		
計	㉚		
専従者給与	㉛		
貸倒引当金	㉜		
繰入金等	㉝		
計	㉞		
青 色 申 告 特 別 控 除 額 の 内 容 金 額 (㉞+㉟-㊱)	㊲		
青 色 申 告 特 別 控 除 額	㊳		
所 得 金 (㊴-㊵)	㊶		

●青色申告特別控除については、「計算の手引き」の「青色申告特別控除」の項をご覧ください。

3. 必要経費の内訳

10 自由診療分

イ 一般経費分

$$\left[\begin{array}{l} \text{診療費に属する経費} \\ \text{診療費の「調査対象」の割合} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{自由診療分合計金額} \\ \text{診療費に属する経費の割合} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{自由診療分合計金額} \\ \text{診療費に属する経費の割合} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{診療費に属する経費} \\ \text{診療費の「調査対象」の割合} \end{array} \right] = \text{自由診療分の調査対象経費の合計額} \quad \text{A}$$

【注】 ①の値は、事業部により診療費の収支に属する経費であるかの区分が異なるため経費の総額を記載して下さい。

ロ 専従経費分

(イ) 専従者給与

$$\left[\begin{array}{l} \text{専従者の給与} \\ \text{診療費の「調査対象」の割合} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{自由診療分合計金額} \\ \text{診療費に属する経費の割合} \end{array} \right] = \text{自由診療分の専従者給与の合計額} \quad \text{B}$$

(ロ) 一部診療による賃借料の全額入替

$$\left[\begin{array}{l} \text{診療費に属する経費} \\ \text{一部診療による賃借料の全額入替} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{自由診療分合計金額} \\ \text{診療費に属する経費の割合} \end{array} \right] = \text{自由診療分の一部診療による賃借料の全額入替の合計額} \quad \text{C}$$

(ハ) 退職給付引当金繰入の全額入替

$$\left[\begin{array}{l} \text{退職給付引当金} \\ \text{退職給付の全額入替} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{自由診療分合計金額} \\ \text{退職給付の全額入替} \end{array} \right] = \text{自由診療分の退職給付引当金繰入の全額入替の合計額} \quad \text{D}$$

【注】 ②の値は、事業部により賃借料の全額入替の割合が異なるため、退職給付引当金繰入の割合を記載して下さい。

11 医療費分

イ 一般経費分

$$\left[\begin{array}{l} \text{診療費に属する経費} \\ \text{診療費の「調査対象」の割合} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{自由診療分の調査対象経費の合計額} \\ \text{診療費に属する経費の割合} \end{array} \right] = \text{自由診療分の調査対象経費の合計額} \quad \text{E}$$

ロ 専従経費分

$$\left[\begin{array}{l} \text{専従者の給与} \\ \text{診療費の「調査対象」の割合} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{自由診療分合計金額} \\ \text{診療費に属する経費の割合} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{診療費に属する経費} \\ \text{診療費の「調査対象」の割合} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{自由診療分合計金額} \\ \text{診療費に属する経費の割合} \end{array} \right] = \text{自由診療分の専従者給与の合計額} \quad \text{F}$$

$$\left[\begin{array}{l} \text{診療費に属する経費} \\ \text{診療費の「調査対象」の割合} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{自由診療分合計金額} \\ \text{診療費に属する経費の割合} \end{array} \right] = \text{自由診療分の一部診療による賃借料の全額入替の合計額} \quad \text{G}$$

②の値は、事業部により異なる。

12 損税特別減額法第25条の規定による社会保険診療分の経費の額

①の値は、表から社会保険診療診療の金額に②の値が乗算率を乗じた値に③の値を加えて計算して下さい。

$$\left[\begin{array}{l} \text{社会保険診療診療の金額} \\ \text{診療費の「調査対象」の割合} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{調査率} \\ \text{診療費の「調査対象」の割合} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{調査率} \\ \text{診療費の「調査対象」の割合} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{社会保険診療診療の金額} \\ \text{診療費の「調査対象」の割合} \end{array} \right] = \text{損税特別減額法第25条の規定による経費の合計額} \quad \text{H}$$

13 社会保険診療分の経費と損税特別減額法第25条による金額との差額

$$\left[\begin{array}{l} \text{社会保険診療診療の金額} \\ \text{診療費の「調査対象」の割合} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{社会保険診療診療の金額} \\ \text{診療費の「調査対象」の割合} \end{array} \right] = \text{社会保険診療診療の金額} \quad \text{I}$$

【調査表】

社会保険診療診療	調査率	
	診療費	金額
2,000円以下	75%	—円
2,500円超過 3,000円以下	75%	200,000円
3,000円超過 4,000円以下	65%	2,000,000円
4,000円超過 5,000円以下	65%	3,000,000円

この金額を調査表の＜問7＞（へ）に記入

②の値は、事業部により異なる。記載して下さい。

③の値は、表から社会保険診療診療の金額に②の値が乗算率を乗じた値に③の値を加えて計算して下さい。

社会保険診療報酬の所得計算の特例措置 (いわゆる四段階制)の概要

1. 目的

社会保険医療に対する適正で合理的な診療報酬制度が確立されていない現状で、小規模医療機関の経営の安定を図り、地域医療に専念できるようにすること。

2. 対象者

各年又は各事業年度において、社会保険診療報酬が5000万円以下である医業または歯科医業を営む個人及び医療法人。

3. 内容

社会保険診療に係る実際経費が、社会保険診療報酬を次に掲げる階層に区分して、各階層の金額にその右に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額(概算経費)に満たない場合においても、当該概算経費を必要経費又は損金に算入できる。

2500万円以下	・・・	72%
2500万円超～3000万円以下	・・・	70%
3000万円超～4000万円以下	・・・	62%
4000万円超～5000万円以下	・・・	57%

日医 四段階制調査(H24. 6) 都道府県医師会別サンプル数

2012年6月4日

都道府県コード	20大都市			地方市			郡部			合計		
	会員数	都道府県別構成比	サンプル件数	会員数	都道府県別構成比	サンプル件数	会員数	都道府県別構成比	サンプル件数	会員数	県別構成比	サンプル件数
01 北海道	310	2.1%	32	395	1.5%	23	62	2.6%	40	767	1.8%	95
2 青森	0	0.0%	0	404	1.6%	24	43	1.8%	28	447	1.0%	52
03 岩手(注1)	0	0.0%	0	404	1.6%	24	63	2.7%	40	467	1.1%	64
04 宮城(注2)	423	2.9%	43	194	0.8%	11	73	3.1%	47	690	1.6%	101
05 秋田	0	0.0%	0	370	1.4%	22	16	0.7%	10	386	0.9%	32
06 山形	0	0.0%	0	326	1.3%	19	39	1.7%	25	365	0.9%	44
07 福島(注3)	0	0.0%	0	419	1.6%	25	60	2.6%	38	479	1.1%	63
08 茨城	0	0.0%	0	643	2.5%	38	40	1.7%	26	683	1.6%	64
09 栃木	0	0.0%	0	470	1.8%	28	58	2.5%	37	528	1.2%	65
10 群馬	0	0.0%	0	613	2.4%	36	59	2.5%	38	672	1.6%	74
11 埼玉	222	1.5%	23	1,272	5.0%	75	115	4.9%	74	1,609	3.8%	172
12 千葉	273	1.9%	28	1,194	4.7%	70	52	2.2%	33	1,519	3.6%	131
13 東京	4,404	29.9%	448	1,320	5.2%	78	10	0.4%	6	5,734	13.5%	532
14 神奈川	1,970	13.4%	200	963	3.8%	57	79	3.4%	51	3,012	7.1%	308
15 新潟	223	1.5%	23	274	1.1%	16	3	0.1%	2	500	1.2%	41
16 富山	0	0.0%	0	415	1.6%	24	28	1.2%	18	443	1.0%	42
17 石川	0	0.0%	0	365	1.4%	21	30	1.3%	19	395	0.9%	40
18 福井	0	0.0%	0	255	1.0%	15	18	0.8%	12	273	0.6%	27
19 山梨	0	0.0%	0	286	1.1%	17	39	1.7%	25	325	0.8%	42
20 長野	0	0.0%	0	537	2.1%	32	82	3.5%	53	619	1.5%	85
21 岐阜	0	0.0%	0	603	2.4%	35	70	3.0%	45	673	1.6%	80
22 静岡	484	3.3%	49	565	2.2%	33	61	2.6%	39	1,110	2.6%	121
23 愛知	1,059	7.2%	108	1,444	5.7%	85	105	4.5%	67	2,608	6.1%	260
24 三重	0	0.0%	0	625	2.4%	37	69	2.9%	44	694	1.6%	81
25 滋賀	0	0.0%	0	426	1.7%	25	14	0.6%	9	440	1.0%	34
26 京都	908	6.2%	93	376	1.5%	22	37	1.6%	24	1,321	3.1%	139
27 大阪	1,793	12.2%	183	1,996	7.8%	116	52	2.2%	33	3,841	9.0%	332
28 兵庫	948	6.4%	97	1,726	6.8%	100	80	3.4%	51	2,754	6.5%	248
29 奈良	0	0.0%	0	469	1.8%	28	96	4.1%	61	565	1.3%	89
30 和歌山	0	0.0%	0	474	1.9%	28	75	3.2%	48	549	1.3%	76
31 鳥取	0	0.0%	0	145	0.6%	9	22	0.9%	14	167	0.4%	23
32 島根	0	0.0%	0	206	0.8%	12	15	0.6%	10	221	0.5%	22
33 岡山	242	1.6%	25	248	1.0%	15	21	0.9%	13	511	1.2%	53
34 広島	536	3.6%	55	495	1.9%	29	71	3.0%	45	1,102	2.6%	129
35 山口	0	0.0%	0	426	1.7%	25	12	0.5%	8	438	1.0%	33
36 徳島	0	0.0%	0	232	0.9%	14	45	1.9%	29	277	0.7%	43
37 香川	0	0.0%	0	266	1.0%	16	30	1.3%	19	296	0.7%	35
38 愛媛	0	0.0%	0	513	2.0%	30	51	2.2%	33	564	1.3%	63
39 高知	0	0.0%	0	155	0.6%	9	24	1.0%	15	179	0.4%	24
40 福岡	916	6.2%	93	725	2.8%	43	162	6.9%	104	1,803	4.2%	240
41 佐賀	0	0.0%	0	234	0.9%	14	49	2.1%	31	283	0.7%	45
42 長崎	0	0.0%	0	509	2.0%	30	58	2.5%	37	567	1.3%	67
43 熊本(注4)	0	0.0%	0	399	1.6%	23	59	2.5%	38	458	1.1%	61
44 大分	0	0.0%	0	295	1.2%	17	9	0.4%	6	304	0.7%	23
45 宮崎	0	0.0%	0	236	0.9%	14	34	1.5%	22	270	0.6%	36
46 鹿児島	0	0.0%	0	311	1.2%	18	19	0.8%	12	330	0.8%	30
47 沖縄	0	0.0%	0	310	1.2%	18	33	1.4%	21	343	0.8%	39
合計	14,711	100.0%	1,500	25,528	100.0%	1,500	2,342	100.0%	1,500	42,581	100.0%	4,500

注1 このうち被災地に該当する7件を調査対象から除外し、調査票は送付していない。

注2 このうち被災地に該当する27件を調査対象から除外し、調査票は送付していない。

注3 このうち被災地に該当する22件を調査対象から除外し、調査票は送付していない。

注4 熊本市(平成24年4月に政令指定都市へ移行)については、本調査の調査対象が平成23年であることからにおいて地方市として取り扱う。